

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会専門医認定医制度本則

平成 21 年 6 月 24 日制定
平成 21 年 8 月 31 日改訂
平成 21 年 12 月 19 日改訂
平成 22 年 9 月 18 日改訂
平成 23 年 4 月 22 日改訂
平成 24 年 7 月 11 日改訂
平成 25 年 7 月 10 日改訂
平成 26 年 7 月 23 日改訂
平成 27 年 12 月 6 日改訂
平成 28 年 3 月 25 日改訂
平成 28 年 7 月 6 日改訂
平成 29 年 3 月 24 日改訂
平成 29 年 6 月 23 日改訂
平成 29 年 7 月 5 日改訂
平成 29 年 11 月 17 日改訂
平成 30 年 8 月 1 日改訂
(変更箇所は下線部)

第 1 章 総則

(目的)

日本心血管インターベンション治療学会専門医制度は、安全で有用なカテーテル治療を行うにあたり十分な能力と技術をもつ心血管カテーテル治療専門医を認定することにより心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展に寄与し、また、この治療の本邦全例レジストリー登録を通じて臨床研究の推進とその成果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

(心血管カテーテル治療の定義)

第 2 条 PCI (冠動脈形成術)、EVT (末梢血管インターベンション)、大動脈ステントグラフト、Structural Intervention (構造的インターベンション)、小児先天性心疾患に対するインターベンション。

不整脈に対するアブレーションや、下大静脈フィルター留置および抜去、一時ペースメーカー留置など一時的な予防的カテーテル手技は含まない。新しい技術が出てきたときは審議会において検討して決定する。

(認定医・心血管カテーテル治療専門医の定義・名称)

第3条 日本心血管インターベンション治療学会（以下本学会）は、循環器疾患の自然歴を理解し、動脈硬化性疾患の長期予後の改善に必要な薬物療法の基礎知識を習得し、心血管カテーテル治療に必要な薬物療法の基礎知識と基礎技術を習得した者を本学会認定医（以下認定医）とする。

2. 認定医の英文名は、Fellow of the Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics とする。

3. 心血管カテーテル治療に関する十分な知識と技術を備え、患者の背景と病態を総合的に把握し、最適の治療方法を提示かつ提供ができる医師、また、後進の指導に当たる医師を本学会心血管カテーテル治療専門医（以下、心血管カテーテル治療専門医）とする。

4. 心血管カテーテル治療専門医の英文名は、Board Certified Member of The Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics (BMCVIT) とする。

(義務)

第4条 認定医と心血管カテーテル治療専門医は、日本におけるカテーテル治療のデータベースを作成するためのレジストリー制度を普及させかつ堅持する義務を負う。

2. 心血管カテーテル治療専門医は、カテーテル治療の向上と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさなければならない。

第2章 本制度の運営

(専門医認定医制度審議会)

第5条 本学会は本制度の維持と運営のため、専門医認定医制度審議会（以下審議会）を設け、認定医、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医、施設代表医ならびに研修施設、研修関連施設を審査し、認定するための諸制度を定める。

2. 審議会は、専門医試験運営委員会と専門医技能評価委員会を設ける。

第3章 認定医

(認定医の認定基準)

第6条 認定医の認定基準は以下の通りとする。

- ① 申請時に本学会会員であること。
- ② 学会が指定する研修カリキュラムを履修し、主術者として100例以上の冠動脈形成術の治療経験を必須とする。
- ③ 心血管カテーテル治療に関する研究業績が2つ以上あること。
- ④ 指導にあたった本学会代議員、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医のうち1名の推薦があること。
- ⑤ J-PCI レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。

(認定医の申請)

第7条 認定医の認定を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛に学会事務局に提出する。

- ① 本学会認定医新規申請書
- ② 履歴書
- ③ 治療経験証明書
- ④ カテーテル治療経験表（主術者として冠動脈形成術100例分）
- ⑤ 研究業績を証明する該当ジャーナルの表紙と目次、または会合のプログラム（本学会学術集会、地方会以外の会合については抄録の提出も必要とする）
- ⑥ 指導にあたった本学会代議員、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医のうち1名の推薦状
- ⑦ J-PCI レジストリーに参加し、全例登録する旨の誓約書

(認定医の認定と認定期間)

第8条 第2章に定める審議会は、申請書類によって審査を行い、条件を満足する者を認定医と認定し、理事会に報告する。

2. 本学会理事長は、認定医として認められた者に対して、認定証を交付する。
3. 審議会での認定日より、翌年の1月1日を起点とする5年間（12月末日まで）を認定期間とする。更新は5年毎に行う。

(認定医の資格喪失)

第9条 認定医は以下の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 認定医資格取得または資格更新後、申請書類または更新申請書類に、故意の改竄や不正が判明したとき。
 - ② 正当な理由を付して認定医を辞退したとき。
 - ③ 会員の資格を喪失したとき。
 - ④ 認定医として認定を受けた日から満5年を経て、新たに認定医の更新を受けないとき。
2. 本学会理事長は認定医として不適当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって資格を取消することができる。

(研究業績)

第10条 研究業績とは、査読システムのある心血管カテーテル治療に関する原著論文（症例報告を含む）の誌上、または学会（本学会、本学会の地方会、本学会と日本循環器学会が認める関連学会を含む）での研究発表をいい、筆頭著者か筆頭演者であることを要する。同一の研究発表を複数の会合または誌上発表した場合は、複数業績とはみなさず、1業績とする。企業が主催する研究会での発表は業績と認めない。業績の証明として、該当ジャーナルの表紙と目次、または会合のプログラムの提出を必要とする（本学会学術集会、地方会以外の会合については抄録の提出も必要とする）。提出された業績は都度審議会において判断する。

(認定医の再申請)

第11条 第9条の項目により認定医資格を喪失し、再度認定医の資格取得を希望する者は、第3章第6条以下の規定に従い、再申請を行うことができる。

第4章 心血管カテーテル治療専門医

(心血管カテーテル治療専門医の受験資格)

第12条 心血管カテーテル治療専門医の受験資格は以下の通りとする。

- ① 認定医取得後、本学会が指定する研修施設あるいは研修関連施設で通算3年以上カテーテル治療に従事した医師、および研修施設群の連携施設（研修施設群の運用のための細則参照）^{*1}で通算3年以上研修カリキュラムを履修し、研修施設群指導医から推薦された医師で、申請前年末日までに認定医資格取得基準である冠動脈形成術100例の治療経験を含む、主術者としての冠動脈形成術300例の治療経験があること。ただし、J-PCIレジストリー登録制度が開始された2010年11月以降の治療経験に限る。

尚、CVIT の認定医を取得後、本学会が指定する研修施設および研修関連施設、または施設研修群施設でない施設での在籍期間は、その研修期間を 2/5 と算定する
※2

- ② CVIT 研修カリキュラムを履修していること。
- ③ ライブ・教育委員会が主催する教育セミナー全講座を修了していること。 ※3
- ④ 日本循環器学会認定循環器専門医の資格があり、十分な指導能力があること。
- ⑤ 認定医資格取得基準である研究業績 2 つを含む、心血管カテーテル治療に関する研究業績が 5 つ以上あること。ただし、そのうちの 1 つは、本学会学術集会、地方会での発表または本学会学会誌での掲載のいずれかを必須とする。 ※4
- ⑥ 指導にあたった本学会心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医 1 名の推薦があること。尚、認定医として研修を受けた期間で、心血管カテーテル治療専門医受験資格を得る直近半年以上を研修施設群の連携施設で研修した時は、研修施設群の運用のための細則で定める施設群指導医が推薦すること。 ※5
- ⑦ J-PCI レジストリーに参加し、施行した症例の全例登録を行っていること。
- ⑧ 日本の医師免許を持ち、海外の PCI トレーニングコースを終了し、その国の PCI 専門医に認定された医師は審議会での承認をもって受験資格を認める。

※ 1 2018 年以降の心血管カテーテル治療専門医新規申請者より適用

※ 2 下線部の「研修期間は 2/5 と算定し」の算定方法は、2020 年 12 月末日までの措置とする。

※ 3 2018 年心血管カテーテル治療専門医新規申請者より必須

※ 4 2019 年心血管カテーテル治療専門医新規申請者より必須

※ 5 2018 年研修施設群運用後より適用

(心血管カテーテル治療専門医の受験申請)

第 13 条 心血管カテーテル治療専門医試験の受験を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛に学会事務局へ提出する。

- ① 本学会心血管カテーテル治療専門医新規申請書
- ② カテーテル治療経験（認定医取得後に施行した主術者としての冠動脈形成術 200 例分を NCD システムよりアウトプットし申請する）
 - ・ 症例登録制度の全例登録の実績が無い場合は、指定のフォーマットに認定医取得以降の全症例を入力し、申請症例証明書とともに提出すること。ただし、2017 年施行症例分以降は、登録のない症例の救済は行わない。
- ③ 治療経験証明書
- ④ 研究業績を証明する該当ジャーナルの表紙と目次、または会合のプログラム（本学会学術集会、地方会以外の会合については抄録の提出も必要とする）
- ⑤ 日本循環器学会認定循環器専門医証の写し

- ⑥ 指導にあたった本学会心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医 1 名の推薦状
- ⑦ J-PCI レジストリーに参加し、全例登録している旨の宣誓書
 - ・ 症例登録制度の全例登録の実績が無い場合は、指定のフォーマットに認定医取得以降の全症例を入力し、申請症例証明書とともに提出すること。ただし、2017 年施行症例分以降は、登録のない症例の救済は行わない。
- ⑧ 認定医更新の年に重複して心血管カテーテル治療専門医を申請する者および認定医資格留保中に心血管カテーテル治療専門医を申請する者は、心血管カテーテル治療専門医新規申請書類（上記①～⑦）を提出することで認定医更新申請は行ったものとする。

（心血管カテーテル治療専門医試験の受験資格の喪失）

第 14 条 心血管カテーテル治療専門医試験の受験申請書類に、故意の改竄や不正があれば受験資格を喪失する。

（研究業績）

第 15 条 研究業績とは、査読システムのある心血管カテーテル治療に関する原著論文（症例報告を含む）の誌上、または学会（本学会、本学会の地方会、CVIT と日本循環器学会が認める関連学会を含む）での研究発表をいい、筆頭著者か筆頭演者であることを要する。心血管カテーテル治療専門医の業績のうち、1 つは、本学会学術集会、地方会での発表または本学会学会誌での掲載のいずれかを必須とする。同一の研究発表を複数の会合または誌上発表した場合は、複数業績とはみなさず、1 業績とする。企業が主催する研究会での発表は業績と認めない。業績の証明として、該当ジャーナルの表紙と目次、または会合のプログラムの提出を必要とする（本学会学術集会、地方会以外の会合については抄録の提出も必要とする）。提出された業績は都度審議会において判断する。

（試験の運営）

第 16 条 審議会は、心血管カテーテル治療専門医筆記試験合格者に対し、技能評価の審査を行う。

- 2. 申請方法、評価および審査方法は別に申請マニュアルに定めるものとする。
- 3. 筆記試験の翌年の技能評価から 2 回以内に合格できなかった場合は、筆記試験から再受験とする。

（心血管カテーテル治療専門医の認定と資格認定期間）

第 17 条 審議会は、筆記試験と技能評価の結果、所定の成績を修めた者を心血管カテーテル治療専門医として認定し、理事会に報告する。

2. 本学会理事長は、心血管カテーテル治療専門医として認められた者に対して、認定証を交付する。
3. 審議会での認定日より、翌年の1月1日を起点とする5年間（12月末日まで）を認定期間とする。更新は5年毎に行う。

（心血管カテーテル治療専門医の資格喪失）

第18条 心血管カテーテル治療専門医は次の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 心血管カテーテル治療専門医資格取得または資格更新後、試験の受験申請書類または更新申請書類に、故意の改竄や不正が判明したとき。
- ② 正当な理由を付して、心血管カテーテル治療専門医の資格を辞退したとき。
- ③ 会員の資格を喪失したとき。
- ④ 心血管カテーテル治療専門医として認定を受けた日から満5年を経て、新たに心血管カテーテル治療専門医の更新を受けないとき。
- ⑤ 本学会理事長は心血管カテーテル治療専門医として不適当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって資格を取消することができる。

第5章 名誉専門医

（名誉専門医の資格認定基準、認定期間）

第19条 審議会は、更新に必要な症例数を確保できなかった心血管カテーテル治療専門医の申請に応じて審査を行う。審議結果を理事会に報告し、本学会理事長は、名誉専門医と認められた者に対して、認定証を交付する。

2. 審議会での認定日と資格認定期間は分離し、認定された年の1月1日からの5年間（12月末日まで）を資格認定期間とする。5年毎に更新する。

（名誉専門医への移行申請）

第20条 名誉専門医への移行を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛に学会事務局へ提出する。

- ① 本学会名誉専門医移行申請書
- ② 研修単位25単位を証明する以下の書類（うちライブは10単位を必須とし10点以上はカウントしない）
 - ・ 学術集会、講演会、地方会、関連学会に参加したことを証明する参加証の写し
 - ・ 発表者を証明するプログラムの写し

- ・ 論文タイトルのページの写し
- ・ 放射線防護講習会に参加したことを証明する参加証の写し
- ・ 医療安全・倫理講習会に参加したことを証明する参加証の写し
(日本循環器学会の放射線防護講習会および医療安全・倫理講習会に参加した場合は、参加したことを証明する参加証の写しで可)

(名誉専門医の心血管カテーテル治療専門医資格再取得)

第 21 条 名誉専門医が心血管カテーテル治療専門医資格を再取得する場合の手順を以下に定める。

2. 移行措置にて心血管カテーテル治療専門医を取得後、名誉専門医に移行した者、または移行措置にて名誉専門医を取得した者が心血管カテーテル治療専門医資格を再取得する場合は、筆記試験と技能評価にて所定の成績を修め、理事会で承認された後、理事長から認定証が交付される。

受験申請手順は、本則第 4 章第 12 条、第 13 条の規定にしたがう。

3. 心血管カテーテル治療専門医試験により心血管カテーテル治療専門医を取得後、名誉専門医に移行した者が、年間 50 症例以上（うち 20 症例は主術者、25 症例は冠動脈形成術であること）治療を行うようになった者は、心血管カテーテル治療専門医を再受験することができる。筆記試験は免除され、技能評価にて所定の成績を修め、審議会で承認された後、理事長から認定証が交付される。

第 6 章 施設代表医

(施設代表医の定義)

第 22 条 施設代表医は、NCD の診療科長または心血管インターベンションの責任者であること。また、基幹施設（研修施設群の運用のための細則参照）となっている研修施設の場合は、研修施設群指導医の主責任者であること。

(施設代表医の認定基準・更新・再認定)

第 23 条 施設代表医は、心血管カテーテル治療専門医と名誉専門医が複数所属する研修施設および研修関連施設においては、その中から互選により選出される。心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医が 1 名のみ所属する研修施設および研修関連施設においては、その者が施設代表医となる。施設代表医名は各研修施設および研修関連施設から審議会に報告される。審議会は、研修施設および研修関連施設から報告された施設代表医名簿を理事会に報告し、本学会の理事長は、これらの医師に施設代表医証を交付する。

2. 施設代表医の称号は、医師個人に与えられるのではなく、研修施設および研修関連施設に所属している限り有効とする。
3. 施設代表医は、2年毎の研修施設および研修関連施設の更新手続きの際に施設代表医の更新も行う。また、施設認定期間中に施設代表医を変更する場合は、速やかに審議会に変更申請を行う。
4. 施設代表医が施設を移動し、異動先の施設が研修施設および研修関連施設の資格を維持するのに必要な場合、または新たに研修施設および研修関連施設として認定を申請する場合は、本人が審議会に届けを出し、審議会は理事会に報告し、本学会の理事長は、施設代表医の称号を再交付する。

第7章 研修施設・研修関連施設

(研修施設の認定基準)

第24条 認定医、心血管カテーテル治療専門医を育成するための研修施設の認定基準は以下の通りである。

- ① 心血管造影室が設置されていること。
- ② 常勤の心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医がおり、十分な教育体制があること。
常勤の医師とは、1週間の所定労働時間が4日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ③ 心血管造影室専任のコメディカルスタッフがいること。
- ④ 申請時の前年末日までの3年間で、600例以上のカテーテル治療（ただし、300例以上は冠動脈形成術）を実施していること。
- ⑤ 常勤の心臓血管外科医がいること。
常勤の医師とは、1週間の所定労働時間が4日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ⑥ J-PCI レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。
- ⑦ 第⑥項について、研修施設から研修関連施設への格下げ新規申請、および、研修関連施設から研修施設への格上げ新規申請の場合は、継続して施行した症例の全例登録を行っていること。全例登録を行っていない場合は、その年の申請は認められず、認定施設の資格は喪失する。

(研修関連施設の認定基準)

第 25 条 認定医、心血管カテーテル治療専門医を育成するための研修関連施設の認定基準は以下の通りである。

- ① 心血管造影室が設置されていること。
- ② 常勤の心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医がおり、十分な教育体制があること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ③ 心血管造影室専任のコメディカルスタッフがいること。
- ④ 申請時の前年末日までの 3 年間で、300 例以上のカテーテル治療（ただし、150 例以上は冠動脈形成術）を実施していること。
- ⑤ 常勤の心臓血管外科医がいるか、緊急時に依頼することのできる心臓血管外科施設が定まっていること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ⑥ J-PCI レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。

(研修施設、研修関連施設の申請)

第 26 条 研修施設、研修関連施設を申請する施設長は、NCD 登録システムより入力、ダウンロードした以下の書類を審議会委員長宛に学会事務局に提出する。

- ① 研修施設、研修関連施設認定申請書
- ② 心血管造影室と設備の内容証明書
- ③ 心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医の勤務に関する施設長の証明書
- ④ レジストリーに参加しており、全例登録する旨の誓約書

(研修施設および研修関連施設の認定方法、認定期間、更新)

第 27 条 審議会は毎年 1 回申請書によって審査を行う。研修施設および研修関連施設として必要とされる条件を満足する施設を認定する。ただし、必要に応じて申請書類を受理した施設の実地調査を行うことができる。

2. 本学会理事長は審議会において研修施設および研修関連施設と認められた者に対して、認定証を交付する。
3. 審議会での認定日より、翌年の 1 月 1 日を起点とする 2 年間（12 月末日まで）を認定期間とする。更新は 2 年毎に行う。
4. 施設情報に変更があった場合は、速やかに届け出ることを要する。

5. 第3項の認定期間中に後任を含め施設代表医が不在となる場合は、速やかに審議会に申し出をし、第28条のとおり、不在日より認定施設の資格を喪失する。ただし、次回更新申請時点までに施設代表医が、再度、在籍した場合は、着任日より認定施設の資格を復活することができる。
6. 第3項の認定期間中は毎年1回、審議会が施設代表医の在籍確認を行う。不在である場合は、第28条のとおり、不在日より認定施設の資格を喪失する。ただし、次回更新申請時点までに施設代表医が再度在籍した場合は、着任日より認定施設の資格を復活することができる。
7. 認定された施設が廃院になった場合は、届け出の有無にかかわらず認定を取り消す。
8. 認定された施設が統合された場合（認定施設同士、もしくは一方のみが認定施設）は存続する施設または新施設から変更届を届け出る。その後審議会にて審査を行い、理事会に報告する。

（研修施設および研修関連施設の資格喪失）

第28条 研修施設および研修関連施設は次の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 研修施設および研修関連施設の申請条件に該当しなくなったとき。
- ② J-PCI レジストリーの施行症例全例登録を実践していないとき。
- ③ 正当な理由を付して研修施設および研修関連施設を辞退したとき。
- ④ 研修施設および研修関連施設として認定を受けた日から満2年を経て、新たに研修施設および研修関連施設の認定更新を受けないとき。
- ⑤ 本学会理事長は研修施設および研修関連施設として不適当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって、研修施設および研修関連施設の認定を取消することができる。

第29条 研修施設群についての規約は、別途研修施設群運用のための細則に定める。

第8章 認定に関して

（申請方法及び費用）

第30条 申請書類一式は、本学会専門医認定医制度審議会委員長宛に学会事務局へ提出する。また、一度申請し提出した書類はいかなる理由があっても返却はしない。

2. 認定に要する費用は次のとおりとする。また、既納の認定に要する費用は返却しない。

認定医審査料 10,000 円

認定医登録料 10,000 円

認定医更新審査料 10,000 円

認定医更新登録料 10,000 円

心血管カテーテル治療専門医筆記試験審査料 20,000 円

心血管カテーテル治療専門医技能評価審査料 50,000 円

心血管カテーテル治療専門医登録料 10,000 円

心血管カテーテル治療専門医技能再評価審査料 20,000 円

心血管カテーテル治療専門医更新審査料 10,000 円

心血管カテーテル治療専門医更新登録料 10,000 円

名誉専門医移行審査料 10,000 円

名誉専門医登録料 10,000 円

名誉専門医更新審査料 10,000 円

名誉専門医更新登録料 10,000 円

(認定方法)

第 31 条 試験に合格し登録料を納入した申請者に、理事長が各認定証を交付する。

2. 新たに認定医、専門医、名誉専門医に認定された者は本学会誌、ホームページに公表する。

第 8 章 補則

第 32 条 この規則は、平成 21 年 6 月 24 日より実施する。

第 33 条 この規則の改定、廃止には審議会および理事会の承認を得て行う。

第 34 条 この規則施行についての細則は、審議会および理事会を経て別に定める。

第 35 条 技能評価についての細則は、審議会および理事会を経て別に定める。